保育所(園)・幼稚園・認定こども園の制度比較

区分	保育所(園)	幼稚園	認定こども園 (幼保連携型認定こども園)
所管省庁	厚生労働省	文部科学省	内閣府(幼保連携推進室)
根拠法令	児童福祉法	学校教育法	就学前の子どもに関する教育・保育等の総合 的な提供の推進に関する法律(認定こども園 法)
類型	認可保育所【公立・私立】	認可幼稚園【公立・私立】	認定こども園【公立・私立】
設置者	【公立】: 地方公共団体 【私立】: 社会福祉法人等(学校法人、企 業、NPO、個人でも設置可)	【公立】:地方公共団体 【私立】:学校法人	【公立】: 地方公共団体 【私立】: 社会福祉法人、学校法人
認可等	知事	都道府県教育委員会	知事及び都道府県教育委員会
目的・内容	日々保護者の委託を受けて、保育を必要とするその乳児(1歳未満)又は幼児(満1歳から小学校就学の始期まで)を保育(養護と教育)すること	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること	幼稚園及び保育所等における小学校就学前の 子どもに対する教育及び保育並びに保護者に 対する子育て支援を総合的に提供
機能	保護者の就労等により保育を必要とする乳児 又は幼児、その他の児童を保育する児童福祉 施設	満3歳から小学校就学前の始期に達するまで の幼児を対象に教育を行う学校	・保育を必要とする子も必要としない子も受け入れて、教育・保育を一体的に行う施設 ・すべての子育て家庭を対象に、子育て不安 に対応した相談等を提供する施設
保育・教育内容 の基準	保育所保育指針に基づく保育 【幼稚園教育要領との整合が図られている】	幼稚園教育要領に基づく教育 【保育所保育指針との整合が図られている】	幼保連携型認定こども園教育・保育要領
対象児	O歳から就学前の保育を必要とする児童 (保護者の就労等による入所(園)要件有り)	満3歳から就学前の幼児 (入園要件無し)	保育所部分(保育):保育を必要とする児童 幼稚園部分(教育):入所(園)要件なし
給食	提供が前提	提供義務なし	保育所部分(保育):提供が前提 幼稚園部分(教育):給食利用が可能
1日の保育・教 育時間	・1日8時間保育、11時間開所を原則 ・延長保育、休日保育、一時保育あり	・1日4時間を標準、年間39週以上開園・預かり保育あり	保育所部分(保育):保育所(園)と同じ 幼稚園部分(教育):教育標準時間に加え、 預かり保育も利用可能。
長期休業	なし	あり (春・夏・冬休み)	入所児童の状況に応じて、施設で決定
入所・入園の手 続き窓口	【公立】 市役所の窓口で手続き 【私立】 市役所の窓口で手続き。内定後、設置者と保 護者の直接契約	【公立】 園で手続き後、教育委員会と保護者の直接契約 【私立】 園で続き後、設置者と保護者の直接契約	【公立・私立】 教育認定(1号):園で手続き後、設置者と 保護者の直接契約 保育認定(2・3号):市役所の窓口で手続 き。内定後、設置者と保護者の直接契約
保育料	【公立・私立】 国の基準額以内で所得に応じた利用料を市で 決定し、市へ納付。	【公立】 定額利用料を市教育委員会が決定し、市へ納付 【私立】 定額利用料を設置者が決定し、設置者へ納付 (所得に応じて保護者に就園奨励費を市が助成)	【私立】 国の基準額以内で所得に応じた利用料を市で 決定し、設置者へ納付。
職員の配置基準	 ・0歳児3人につき1人 ・1~2歳児6人につき1人 ・3歳児20人につき1人 ・4~5歳児30人につき1人 	1学級(満3歳~)35人以下、各学級ごとに 専任教諭1人	保育所部分(保育):保育所(園)と同じ 幼稚園部分(教育):幼稚園と同じ
職員の資格	保育士資格証明書	幼稚園教諭普通免許状	保育士資格証明書 幼稚園教諭普通免許状